

令和8年度白岡市住宅リフォーム事業補助金のご案内

(趣旨)

当市では、市内施工業者の振興のため、市内施工業者により住宅の改修を行う市民のかたに、予算の範囲内において補助金を交付します。

【対象者】

申請日に次の全てに該当しているもの

- ① 白岡市に住所があり、申請するかたが住宅を所有し、居住していること。
- ② 借家(賃貸住宅)については、改修工事について、所有者の承諾を受けていること。
- ③ 市の税金について、申請日現在に滞納していないこと。
- ④ 過去5年の間に本補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 改修工事後、当該補助対象住宅に引き続き5年以上居住すること。

【対象工事】

次の全てを満たしているもの

- ① 個人住宅又は併用住宅で、市内施工業者が行う工事とします。
- ② 申請年度において、市の他の改修工事に関する補助金を受けていないものとします。
- ③ 補助金の交付決定以降(6月上旬以降)に着手し、翌年の2月末日までに完了するものとします。

なお、申請日から起算して概ね3か月以内に工事を着手するものとします。

【補助対象経費】

- ・10万円以上(税抜)の対象工事であること。
- ・補助対象経費となる工事は、原則、建築物本体の改修及び増築(建築確認を要しない簡易なものに限ります。)を対象とします。
- ・店舗併用住宅に係る外壁等への改修工事に係る対象経費は、住宅部分と店舗部分の床面積の割合に応じた金額とします。

【補助金額】

補助対象経費 × 5% (千円未満の金額は切捨て)
上限金額 7万円

【申請方法】

白岡市仮設本庁舎 北棟 商工観光課窓口で書類受付(郵送・FAX不可)。

【第1次受付】

第1次受付期間は5月1日(金)から29日(金)までとし、補助金申請の総額が予算額を超えた場合は抽選とします。抽選結果は6月上旬に文書でお知らせします。当選された方には、6月上旬に交付決定通知書を送付します。

【第2次受付】(第1次受付で予算額を超えなかった場合に受付を行います。)

第2次受付期間は6月1日(月)から予算額に達するまでとし、先着順となります。書類の審査から補助金の交付が決定するまで1週間ほどかかります。

申請時に提出する書類 ①～⑦

交付決定前に工事を着手した場合は補助の対象となりませんので、余裕をもって申請してください。

① 白岡市住宅リフォーム事業補助金交付申請書(様式第1号(第7条関係))

② 申請者の住民票

※外国人登録法の廃止に伴い、外国人のかたにも日本人と同様に住民票が交付されますので、外国人のかたも住民票の提出をお願いします。

③ 所有者の確認ができる書類(以下のいずれかひとつを提出)

- ・家屋所在証明書(税務課で発行【交付手数料 1通 200円】)
- ・建物登記事項証明書(法務局で有料発行)※概ね3か月以内のもの。

④ 見積書の写し

- ・施工業者の名称・所在地・連絡先・工事内訳が記載されているもの。
- ・見積書には、補助対象となる改修工事経費が確認できるものとします。

※施工業者は市内の業者に限ります。

【ただし、事業所に営業社員だけで、工事は別の業者に施工させる場合は対象外】

⑤ 改修工事部分の図面(塗装工事も含め、すべての工事について提出してください。)

⑥ 借家(賃貸住宅)の場合は、所有者の改修工事の承諾書

※承諾書には、次の項目が記載されているものとします。

- ・ 所有者情報
住所・氏名・電話番号
- ・ 改修工事する住宅情報
住所(集合建築物の場合は建物名・部屋番号まで)
- ・ 賃借者情報
住所(集合建築物の場合は建物名・部屋番号まで)・氏名
- ・ 承諾したことが確認できる文書

⑦ その他市長が必要と認める書類

実績報告時に提出する書類 ①～⑤

工事が完了した日から1か月以内または当該年度の3月15日(休日の場合は、前営業日)のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ① 白岡市住宅リフォーム事業補助金実績報告書(様式第8号(第10条関係))
- ② 領収書の写し
- ③ 契約書の写し
(例)工事請負契約書
- ④ 改修工事前後の現場写真
※改修工事前後の対比ができるように、同じ位置から撮影してください。
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

交付決定後に改修工事の変更・廃止をする場合の提出書類 ①～③

【変更の場合】

改修工事の内容を変更する場合は、次の書類を提出してください。

- ① 白岡市住宅リフォーム事業補助金変更承認申請書(様式第4号(第9条関係))
- ② 変更前の工事請負契約書及び変更後の見積書の写し
※交付決定後に追加した申請書に記載のない改修工事については、補助の対象にはなりません。
※補助対象経費に増額が生じた場合は、補助金の増額は行いません。
- ③ 変更にかかる図面

【廃止の場合】

改修工事を中止する場合は、次の書類を提出してください。

- ① 白岡市住宅リフォーム事業補助金廃止承認申請書(様式第5号(第9条関係))

交付請求時に提出する書類 ①

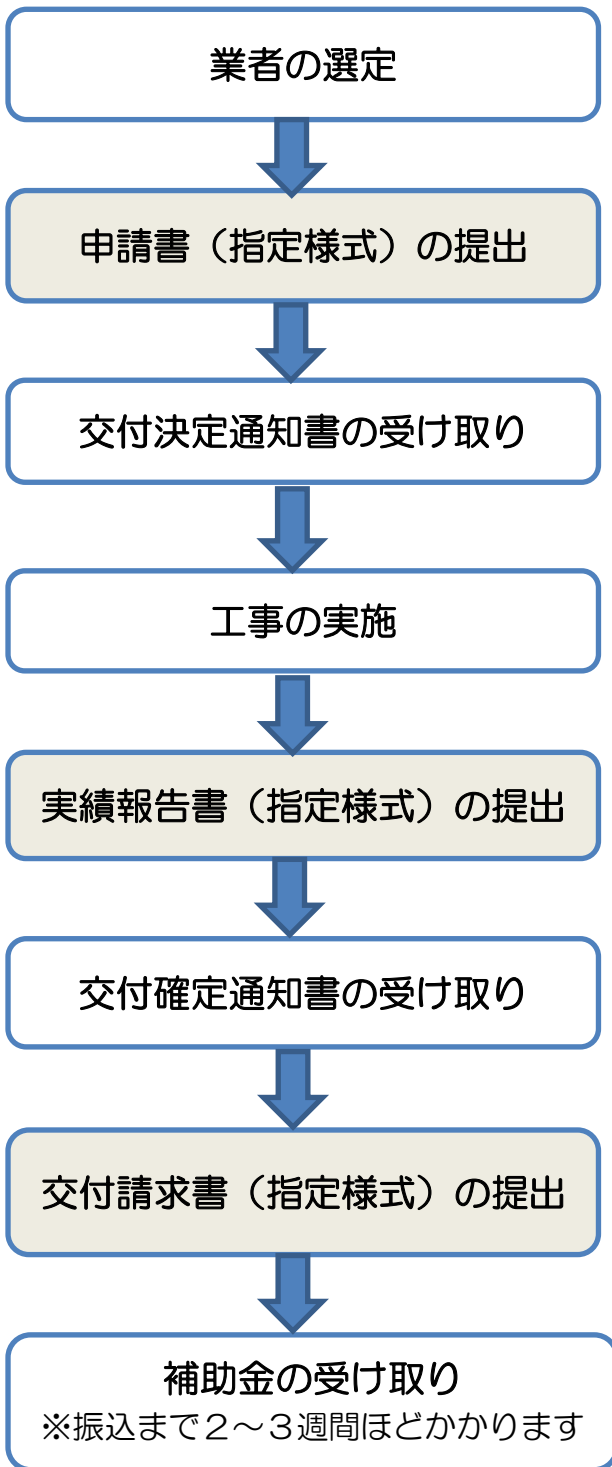
額の確定通知後、次の書類を提出してください。


- ① 白岡市住宅リフォーム事業補助金交付請求書(様式第10号(第12条関係))


補助対象工事の例

工事内容	補助	備考
クロス張替え	○	
浴室（浴槽交換・ユニットバス）	○	浴室の壁面部のみの工事は対象外（改修でなく補修のため）
システムキッチンの交換	○	クッキングヒーター・ガスコンロ・オープン等の単体交換は対象外
玄関等の段差解消工事	○	
廊下部分の全面敷き	○	
屋根・雨どい・外壁塗装	○	サンルーフ・防犯設備は対象外
断熱工事	○	
給湯器	△	浴室と一緒に工事する場合は対象
洗面所・トイレの交換	△	クロス張替などと一緒の場合は対象
畳交換・畳床修繕	△	和室の修繕と一緒にの場合は対象
網戸・ふすま・障子・カーテンの交換	△	クロス張替などと一緒の場合は対象
照明器具の取付工事	△	天井のクロス張替などと一緒の場合は対象
家具・家電の購入	×	
物置・敷石の設置	×	
外構工事、樹木の剪定、造園工事	×	
駐車場の整備	×	整地やコンクリート打ち
塀、フェンスの新設・門扉の塗装	×	土留工事も含む
公共下水道接続工事	×	
農業集落排水接続工事	×	
シロアリ防除工事	×	

補助金の申請から受け取りまでの流れ



- 
- ・第1次受付：5月1日～29日
書類審査後、補助金申請の総額が予算額を超えた場合は抽選。
交付決定通知書又は落選通知は6月上旬に送付。
 - ・第2次受付（第1次受付で予算額を超えなかった場合）：6月1日～
予算額に達するまで先着順で受付。審査は1週間程度かかります。
※必ず交付決定通知書が送付された後に、工事を実施してください。



申請時の工事内容と同じかどうかを確認して、最終的な交付確定通知書を発行します。

白岡市

申込み・問合せ先 商工観光課
電話 0480-31-8535（直通）

